

京都市消防吏員服制規程

昭和43年6月1日
京都市消防局訓令乙第2号
各部
消防団・自主防災推進室
消防学校
各消防署

京都市消防吏員服制規程を次のように定める。

京都市消防吏員服制規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都市消防吏員服制規則（以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、消防吏員の服制に関し必要な事項を定めるものとする。

(服制に係る制式等)

第2条 規則第2条第1項に規定する消防吏員の服制に係る制式、地質その他の服制に関する細目は、別表第1のとおりとする。

(消防局長が定める制式)

第3条 規則第2条第2項に規定する消防吏員の特別な服制及び付属品は、別表第2のとおりとする。

(施行細目)

第4条 この訓令に定めるもののほか、消防吏員の服制について必要な細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年5月29日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月15日京都市消防局訓令乙第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年7月9日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月9日京都市消防局訓令乙第6号） 抄

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月26日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和52年10月1日京都市消防局訓令乙第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月24日京都市消防局訓令乙第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年11月10日京都市消防局訓令乙第8号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月26日京都市消防局訓令乙第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月15日京都市消防局訓令乙第10号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月5日京都市消防局訓令乙第1号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年9月3日京都市消防局訓令乙第5号）
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（関係規程の廃止）

2 消防職員章に関する規程は、廃止する。

附 則（平成6年11月24日京都市消防局訓令乙第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号）
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年7月27日京都市消防局訓令乙第8号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日京都市消防局訓令乙第6号）
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）
この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日京都市消防局訓令乙第3号）
この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日京都市消防局訓令乙第6号）
この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成11年12月16日京都市消防局訓令乙第8号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成12年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救助作業服上衣は、当

分の間、これを使用することができる。

附 則（平成12年6月30日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年11月30日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日京都市消防局訓令乙第2号）

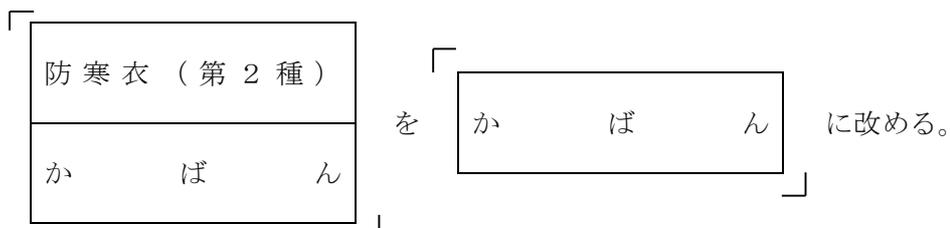
（施行期日）

1 この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中「(第1種)」を削り、同表消防吏員（女性に限る。）の項中



附 則（平成15年11月21日京都市消防局訓令乙第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成15年11月25日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表警防活動要員の項中「又は防火救助帽」を削る。

（経過措置）

3 この訓令による改正前の京都市消防職員服制規程の規定による防火衣及び防火靴は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第11号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中「作業帽」を「活動帽」に、「作業服」を「活動服」に、「作業用

「階級章」を「活動用下衣」に、「階級章」を「階級章」に

改め、同表救助隊員の項中「救助作業帽」を「救助活動帽」に、「救助作業服」を「救助活動服」に改め、同表救急隊員の項中「救急作業帽」を「救急活動帽」に、「救急作業服」を「救急活動服」に改める。

(経過措置)

- 3 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による作業服、救助作業服及び整備作業服は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成16年7月16日京都市消防局訓令乙第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成16年7月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救急活動服は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成16年12月28日京都市消防局訓令乙第5号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年1月4日から施行する。ただし、航空隊被服に係る改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による飛行服は当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第19号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月26日京都市消防局訓令乙第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

(関係法令の一部改正)

- 2 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表警防活動要員の項の次に次の一項を加える。

本部指揮救助隊員	本部指揮救助活動帽	1以上	2年
	本部指揮救助活動服		1年

附 則 (平成17年8月26日京都市消防局訓令乙第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による活動用下衣半そでは、
当分の間、これを使用することができる。

(関係訓令の一部改正)

3 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の項中 「

帽	雨	覆	い
---	---	---	---

」 を 「

帽	雨	覆	い
バ	ン	ド	

」 に改め

る。

附 則 (平成17年9月26日京都市消防局訓令乙第6号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月29日京都市消防局訓令乙第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による合冬救急活動服上衣は、
当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成19年3月26日京都市消防局訓令乙第5号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による夏救急活動服上衣は、
当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成21年5月29日京都市消防局訓令乙第2号)

この訓令は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日京都市消防局訓令乙第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成22年1月10日から施行する。

(関係訓令の一部改正)

2 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

手袋	常用手袋	○		●					
	作業手袋			●	●	●	●	●	●

を

かばん（女性のみ）	○	○	●	●				
-----------	---	---	---	---	--	--	--	--

」

「

手袋	常用手袋	○		●					
	作業手袋			●	●	●	●	●	●

に改める。

」

3 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表消防吏員（女性に限る。）の項を削る。

附 則（平成22年3月31日京都市消防局訓令乙第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月27日京都市消防局訓令乙第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による保安帽は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日京都市消防局訓令乙第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による雨衣は、平成25年3月31日までの間、これを使用することができる。

附 則（平成25年6月19日京都市消防局訓令乙第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年7月1日から施行する。ただし、防寒衣コート型に係る改正規定は平成25年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による活動服バンドは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成26年3月31日京都市消防局訓令乙第15号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 10 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救助活動服上衣は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 27 年 9 月 28 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 26 日京都市消防局訓令乙第 12 号）

この訓令は、平成 28 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 28 年 9 月 30 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 8 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による防火帽及び防火衣は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 30 年 9 月 28 日京都市消防局訓令乙第 6 号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による本部指揮救助活動帽及び本部指揮救助活動服は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成 31 年 1 月 22 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、手袋に係る改正規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による作業手袋は、当分の間、これを使用することができる。

（関係訓令の一部改正）

3 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考以外の部分中

「

手袋	常用手袋	○		●						
	作業手袋			●	●	●	●	●	●	●

を」

「

手袋	常用手袋	○		●						
	防火手袋			●	●	●	●	●	●	●
	作業手袋			●	●	●	●	●	●	●

に改め、」

別表第3備考以外の部分中

「

作業手袋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

を」

「

防火手袋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
作業手袋	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●

に改める。」

附 則（令和2年3月27日京都市消防局訓令乙第13号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。ただし、制帽及びゴム長靴に係る改正規定は令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による合冬帽及びゴム長靴は、当分の間、なお従前の服制によることができる。

附 則（令和2年10月16日京都市消防局訓令乙第5号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年11月1日から施行する。ただし、防火衣に係る改正規定は令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による防火衣及び活動用下衣長袖は、当分の間、これを使用することができる。

（関係訓令の一部改正）

3 京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

統括指揮活動帽					○				
特別高度救助活動帽						○			
活動帽			▲	▲	▲	▲	○	▲	▲
救助活動帽						▲		○	
救急活動帽									○

を

「

活動帽			▲	▲	○	○	○	○	○
-----	--	--	---	---	---	---	---	---	---

に

改める。

別表第4航空隊被服類の項中「飛行帽」を、「活動帽」に改める。

4 京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

別表統括指揮隊員の項中

「

統括指揮活動帽
統括指揮活動服

を

「

統括指揮活動服

に改め、

」

同表特別高度救助隊員の項中

「

特別高度救助活動帽
特別高度救助活動服

を

「

特別高度救助活動服

に改め、

」

同表救助隊員の項中

「

救助活動帽
救助活動服

を

「

救助活動服

に改め、

」

同表救急隊員の項中

「

救 急 活 動 帽
救 急 活 動 服

」を「

救 急 活 動 服

」に改め、

同表航空隊員の項中

「

飛 行 帽
飛 行 服

」を「

飛 行 服

」に改める。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第7号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規程による防寒衣ジャンパー型は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日京都市消防局訓令乙第4号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規程による活動服上衣、ズボン及び防火帽しころは、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年3月26日京都市消防局訓令乙第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による救助活動服上衣、ズボン及びバンド並びに特別高度救助活動服上衣は、当分の間、これを使用することができる。